

平成 23 年

6 月臨時会会議録

平成 23 年 6 月 3 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

目 次 (第1号)

○議 事 日 程	3
○出 席 議 員	3
○日 程 第 1	議席の指定	3
○日 程 第 2	会議録署名議員の指名	4
○日 程 第 3	会期の決定	4
○日 程 第 4	副議長の選挙	4
○日 程 第 5	諸報告	5
○日 程 第 6	議案第2号	7
○討 論	8
○表 決	8

平成 23 年 6 月

萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会会議録（第 1 号）

議事日程第 1 号

平成 23 年 6 月 3 日（金曜日）午前 10 時開議

第 1 議席の指定	事務局理事兼次長	荒川孝治君
第 2 会議録署名議員の指名	事務局主幹	安田学君
第 3 会期の決定	会計管理者	吉村秀之君
第 4 副議長の選挙	事務局主幹	田邊信君
第 5 諸報告	事務局主幹	山中伸彦君
第 6 議案第 2 号	事務局主幹	上田秀男君

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 副議長の選挙
日程第 5 諸報告
日程第 6 議案第 2 号

事務局主幹	河野広行君
事務局主幹	今浦功次君

○書記出席者

書記	長	藤岡敏彦君
書記	記	濱村祥一君
書記	記	光永忠由君

○出席議員（8名）

1 番	阿波昌子君
2 番	大下和政君
3 番	中村洋一君
4 番	西島孝一君
5 番	岡崎巧君
6 番	松永亘弘君
7 番	西元勇君
8 番	青木賢次君

午前 10 時 03 分開会

○議長（青木賢次君） ただいまから、平成 23 年 6 月、萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○説明のため出席した者

管理者	野村興兒君
事務局長	平田幸三君

日程第 1 議席の指定

○議長（青木賢次君） 日程第 1、議席の指定を行います。

去る5月13日、松永副議長、阿波議員、岡崎議員、長尾議員より辞職願の提出があり、これを許可し、同日長門市議会において選挙が行われたところであります。

今回、新たに選出されました大下和政議員、また、再選されました、阿波昌子議員、岡崎巧議員、松永亘弘議員の議席につきましては、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおりであります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青木賢次君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、阿波議員、3番、中村議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（青木賢次君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

○議長（青木賢次君） 日程第4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

副議長には、長門市議会議長であります、6番、松永亘弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました、松永議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました松永議員が、萩・長門清掃一部事務組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松永議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、松永議員から副議長就任に際し、ごあいさつを受けることといたします。

〔副議長 松永亘弘君登壇〕

○6番（松永亘弘君） ただいま御指名をいただきました長門市議会の松永でございます。副議長に就任という形でごあいさつを申し上げます。甚だ浅学非才の身ではございますけれども、萩市、長門市の両市の市民のために、

副議長という職責を誠意を持って全うしたいと思っております。どうぞよろしく御支援、御指導のほど、お願い申し上げます、簡単ではございますがごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第5 諸報告

○議長（青木賢次君） 日程第5、これより諸報告を行います。

組管理者報告を求めます。組管理者。
〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 当組合臨時会に当たりまして一言、報告を申し上げます。

3月11日に発生いたしました東日本大震災は、想像を絶する規模の複合災害であり、巨大地震とそれに続く大津波、火災、さらには福島第一原子力発電所の一連の事故などにより被災されたすべての皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の皆様方が一日も早く立ち直られ、復興されますことを願うものであります。

本組合では、新清掃工場整備に係る事業方式をDBO方式といたしましたことから、事業者選定手続きを「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」通称PFI法に則して行うこととし、組管理者、副管理者、学識経験者並びに組合構成市の職員で組織する新清掃工場整備・運営事業者選定検討会において、事業内容や事業者の募集方法など本事業の実施方針の内容について調整してまいりました。

実施方針につきましては、2月22日の組合議会定例会における一般質問の議論等を踏まえ、去る2月24日にPFI法第5条に基づいて公表いたしました。

今後、11月に予定しております入札公告に向け、事業者から提出される見積提案書について、新清掃工場整備・運営事業者選定検討会及び検討会の内部組織である学識経験者

を中心とした専門委員会で技術確認を行うとともに、リスク分担の確定及びリスク回避等に係る事業者との協議を行った後、本事業に係る予算案と要求水準書等の入札公告資料を作成いたします。

これから、東日本大震災の早期復興に向けた取り組みが本格化する中、被災地域への復興需要の増嵩に伴う復興財源の確保・事業者の対応、また、巨額な復興財源が必要となることに伴う本事業の財源確保の問題など厳しい状況が見込まれますが、本組合としては、市民生活にとって必要不可欠な施設である新清掃工場の平成27年度稼働を目指して、全力で事業を進めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（青木賢次君） 組管理者報告は終わりました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（青木賢次君） 5番、岡崎議員。

○5番（岡崎 巧君） 管理者にですね、2点ほどお聞きしたい、このように思います。

先ほど、管理者も言及されましたが、未曾有の東日本大震災により、これが起こることによって私たちが今、計画してます新清掃工場に耐震と大規模停電、これへの対応、この2点について私は疑義を持っております。

1点目のですね、耐震性は今までその想定外、このように言われてましたが、こういう災害が起こりますと、その耐震性というのですね、震災前と後ではですね、その見直しといえますか、もう一度強度計算等々のですね、見直しが必要ではないか、このように思いますがいかがですか。

○議長（青木賢次君） 組管理者。

○管理者（野村興兒君） 今、個別の問題でこうやってお尋ねいただきまして、まあ今回

こういうふうな一般質問等行われるようなことは想定しておりませんが、今、お尋ねでございますので答えさせていただきますが、今、その一般的なこの建築物は、当然ながら昭和56年ですか、以降は、耐震基準が非常に厳しくなっておりますので、そこでそれを境にしてどうか、これは今、各小中学校義務教育の学校施設について、その境に、以前の建物を今、全面的に耐震構造やっているわけがあります。これはそれ以降の話は大変厳しい基準になっておりますから、まあ一般的にはこのそういった基準の中で、しかもこの萩の場合は、今まで大きなそういった地震、こういったものも過去、少なくともこの毛利がこの萩の地に入りまして以降、まあ今、東日本で起こったようなこういった規模のものは、記録上はないわけでありまして。そういうようなことから言いますと、今、私どもが想定して求めております、まあそういった耐震構造、基準、こういったもので、粛々とやっていく、こういうふうな考え方でありまして。

○議長（青木賢次君） 5番、岡崎議員。

○5番（岡崎 巧君） よくわかりました。まあ今まで起こってないから今のままで安心であろうということでございます。

それとですね、2点目、このことの方が私はいくらか問題であろうと思っています。それはですね、今、大規模停電、この可能性がですね否定できんわけです。それで今、私たちがつくろうとする施設はですね、自家発電、その、ごみ焼却に伴う熱エネルギーで発電が可能で。この問題はですね、震災前に西島議員も取り上げられ、発電施設を併設してはどうかというような問題提起がありましたが、それはその維持管理ほかの面です、大変だからということでそのままになった。このように記憶しておりますが、この震災後はですね、やはりそのそういうことが起こった。もし起こり得る、そういう可能性がもう排除

できないということになればですよ、この熱エネルギーでその発電による電力を得ることによってですね、この施設の電気、その必要な電気がですね、ほとんど賄える、そういうふうにするのを思っております。そこで、それとですね、もう一つ看過できないということではですね、この施設が20年間にわたって委託運営をまあ契約するわけですから。ということになりますと、そういう災害に備える意味にもですね、その震災の前と後では様子が変わっておりますので、発電所を併設ということをしてですね見直されたらどうか、このように思いますがいかがですか。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） この自家発電と申しますかそういうふうな今、この各地でいろいろ電力の問題が話題になっているわけがあります。まずそもそも、例えば、この病院の施設であるとか、あるいはそれに相当するいろんなこの人命にかかわるその施設、こういったものは電力がとまりますと実は機能しなくなる。こういったものは、皆それぞれの施設に自家発電装置を、施設を持っているわけでありまして。まあ今回、この清掃工場につきましては、熱エネルギー、膨大なものがある。これを活用して電力をとるこの発想は、議論の中では確かにございました。ございましたが、実はこれをもしこの熱エネルギーを電力でということになりますとかなりの実は設備投資が要するというので、相当の議論の結果、むしろ今のこの運営費、コスト、こういったもろもろのことを考えていった場合に、この熱エネルギーを電力に変えるということについては、実は断念をした経緯がございました。しかし、おっしゃるように、新しいこういった震災という新しい事実が起こりました。こういった中で、考えてきたときに、例えば、この東京電力のこの周辺、あるいは中部電力は、浜岡原発をまあ停止をいたしました。ま

あこういった中で電力事情が非常に悪化したところは、恐らくこういったときには一つの方法として今、まさに岡崎議員が御指摘になりましたようなことも実はまたやはりもう一回再考しよう、こういった動きがあるかもしれません。まあ今、中国電力のこの管轄下にあります私ども萩市にとりまして、まあ具体的にこの電力供給が今後とまるとか減少するとかこういったことは具体的な今、話としてはないものでありますから、むしろ他の地域への送電力を持っておる、こういうことでありますから、まあそこまでコストと、かかるですね費用、費用とそしてその効果というものいろいろ考えていった場合には、まあ今、きょう具体的な数字は今、持ち合わせておりませんが、かなりのですね負担になります。これをもってなおかつですね、それにベネフィットがあるかどうかという判断であります。一般的に清掃工場は、実は停電になったときにはこの清掃工場としての操業事業を停止をいたします。これは先ほど申しましたように、例えば、いろんなこの事業は、この停電になってもとめるわけにいかない。例えば、電波を供給するラジオ、テレビの供給、これはもう必ずや皆、自家発電装置を具備をすると、これは条件になっております。私どももちろん、さはさりながら今、稼働していたものが急にぽんととまりますと、不完全燃焼が起きますから、これは当然ながらダイオキシン等の発生等ゆゆしき問題を生じますので、それがその落ち着くまでの間の発電能力は当然具備をしているわけでありまして。それは今、設計の中にちゃんと入っています。したがって、この停電になって、そこで作業が全部とまってしまうというようなことはございません。それは一連の連続の燃焼が継続できるような装置は用意をしておりますが、ただしそれをその一週間も二週間もということですね、想定はしていないわけでありまして。まあ今、岡崎議員はそういうことも含めてですね、このそういう熱エネルギーを電力に転化する

こと、せっきくのエネルギーじゃないかというふうな視点で今、お話をされておりました。恐らく、もしこれが東北地方であれ、あるいは関東であれば、そういう議論はかなり熱心な議論の対象になると思いますが、今、私ども今までの議論のこと、そしてまあ今回のことを含めて考えた場合に、それでなくても相当の金額になりますので、まあできる限りそういったことは今回は避けておきたい。ただし、おっしゃるようにとまってダイオキシンが出てしまう、こういったことは避ける意味で自家発電の装置は用意をしているところであります。

以上であります。

○議長（青木賢次君） 以上で、諸報告を終わります。

日程第6 議案第2号

○議長（青木賢次君） 次に、日程第6、議案第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第 2号 公平委員会委員の選任について

○議長（青木賢次君） これより、提案理由の説明を求めます。組管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 当臨時会に提案をいたします議案につきまして概要御説明を申し上げます。

議案第2号公平委員会委員の選任についてであります。これは、萩・長門清掃一部事務組合公平委員会委員藤本和男氏の辞任により新たに公平委員会委員として長尾齊治氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、組合議会の同意を求めるものであります。

以上であります。

平成23年6月3日

○議長（青木賢次君） 提案理由の説明は終わりました。

萩・長門清掃一部事務組合

これより質疑を行います。

議案第2号公平委員会委員の選任についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

議長 青木賢次

以上で、質疑を終了いたします。

議員 阿波昌子

討 論

議員 中村洋一

○議長（青木賢次君） これより討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青木賢次君） 討論なしと認めます。

表 決

○議長（青木賢次君） これより採決を行います。

議案第2号公平委員会委員の選任については、次の者を選任することに同意と決することに、賛成の方は起立願います。

〔起立者全員〕

○議長（青木賢次君） 全員起立と認めます。よって、議案第2号は同意と決しました。

○議長（青木賢次君） 以上をもちまして、この臨時会の議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成23年6月萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午前 10時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。